

伊那市ごみ減量化・資源化推進委員会設置要綱を次のように定めます。

平成21年4月17日

伊那市長 小坂 櫨 男

伊那市ごみ減量化・資源化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 ごみの減量化・資源化を図るため、ごみ減量化・資源化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、実効性のあるごみ減量化・資源化施策について協議し、市長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、市民による委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 別表に掲げる市民団体等から推薦のあった者

(2) 識見を有する者

(3) 公募に応じた者

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

3 委員の任期は2年とする。

4 市長は、第2項第1号により委嘱した委員について当該市民団体等から交代の申し出があったときは、従前の委員を解任し、新たに推薦のあった者を後任の委員として委嘱することができるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

5 公募に応じた者の選考の方法等については、市長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、議事の内容により、委員長が委員会に諮って、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議が円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項をあらかじめ定め、傍聴を認めた者に周知し、会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議結果の公表)

第7条 委員長は、公開された会議の結果について、会議内容の要旨を作成し、公表するものとする。

2 前項の公表は、市民生活部生活環境課（以下「生活環境課」という。）及びインターネットの伊那市ホームページにおいて閲覧に供することにより行う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活環境課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成21年4月17日から施行する。

別表（第3条関係）

市民団体等の名称
伊那市区長会
伊那市連合衛生自治会
伊那市保健委員連合会
伊那商工会議所
上伊那農業協同組合
伊那市消費者の会
伊那市女性団体連絡協議会
伊那青年会議所
伊那市女性人材バンク
ごみ減量化市民団体等
小売業代表

伊那市ごみ減量化・資源化推進委員会委員名簿

役 職	氏 名	選出区分等	備 考
	重盛 五十二	伊那市区長会	
	橋爪 正	伊那市連合衛生自治会	
	小林 由子	伊那市保健委員連合会	
	伊東 久	伊那商工会議所	
	福澤 崇	上伊那農業協同組合	
	倉田 節子	伊那市消費者の会	
	有賀 喜志子	伊那市女性団体連絡協議会	
	池上 裕平	伊那青年会議所	
	矢田 雅子	伊那市女性人材バンク	
	小牧 崇	ごみゼロの会	
	酒井 初雄	(株)ニシザワ	
	小澤 陽一	上伊那広域連合 ごみ処理基本計画推進委員会	
	小林 智子	公募	
	三澤 大治	公募	
	三澤 知恵子	公募	